



平成29年度 おきなわ技能五輪・アビリンピック 選手育成支援事業助成金のご案内



1 趣旨

平成30年度、技能五輪全国大会及び全国アビリンピック（以下「両大会」）を沖縄県で開催するにあたり、両大会への参加を目指し、選手の育成・強化を図る県内企業等を支援するため、技能向上訓練を行う際に要する経費等に対して、予算の範囲内で助成金を交付します。

2 助成対象者

沖縄県内に事業所等を有する企業、学校等（学校教育法及び職業能力開発促進法に基づき設置された施設）、競技職種等関係団体又は社会福祉法人等が対象となります。

3 助成対象事業

助成対象者に所属する労働者、訓練生、生徒又は利用者等（以下「訓練対象者」）を、平成29年度及び平成30年度に開催される両大会に沖縄県の選手として参加させるために実施する技能向上訓練及び技能五輪全国大会の参加に要する下記の経費が対象となります。

(1) 助成対象経費

- ア 訓練指導を行う外部講師に対する謝金・旅費（謝金は助成上限額の50%以内）
- イ 訓練用材料、消耗品等の購入費（原則、単価3万円以内）
- ウ 会場・訓練用器工具等の借料費
- エ 外部講習会等への参加費
- オ その他訓練の実施に必要であると会長が認めた経費
- カ 技能五輪全国大会に係る参加費、職種別負担金及び工具等運搬費

(2) 訓練対象者の要件（次のいずれかに該当する者）

- ア 技能五輪全国大会：平成6年1月1日以降に生まれた者
（ただし、「メカトロニクス」「和裁」「情報ネットワーク施工」は、平成5年1月1日以降に生まれた者）
- イ 全国アビリンピック：平成29年4月1日現在で15歳以上の者

※ 訓練対象者は、全国大会県予選会又は全国大会選手選考会（以下「予選会等」という。）が実施される職種にあっては、当該予選会等への参加に努めること。

4 助成金額

一職種・種目につき、1企業・団体等当たり20万円を上限に助成。ただし、訓練対象者が平成29年度技能五輪全国大会の選手として出場する場合は、選手1名当たり15万円を上限として、平成29年度全国アビリンピックの選手として出場する場合は、選手1名当たり5万円を上限として、助成金の額を増額できるものとします。

5 助成対象期間

平成29年4月1日から平成30年3月31日までとします。

6 交付申請書受付期間

予算の上限に達し次第、申請の受付を終了します。なお、予算の範囲内で助成先を決定するため、必ずしも採択されない場合があります。

助成金の交付を受けるために必要な手続き

1 交付申請書の提出 (企業等 ⇒ 推進協議会)

助成金の交付を希望される方は、「平成29年度おきなわ技能五輪・アビリン選手育成支援事業助成金交付要綱」に基づく書類を、おきなわ技能五輪・アビリンピック2018推進協議会事務局へ提出してください。

2 交付決定通知 (推進協議会 ⇒ 企業等)

申請書を審査の上、交付決定手続きを行い、申請者へ通知

3 技能向上訓練の実施 (企業等)

4月1日からの訓練が対象になります。

4 実績報告書の提出 (企業等 ⇒ 推進協議会)

訓練が終わりましたら、実績報告書を提出して下さい。報告書に、訓練等の様子が分かる写真及び助成対象経費に係る支払証拠書類(※)を添えて提出してください。

※品名、数量及び単価等(以下「品名等」)の記載のある領収書。領収書に品名等の記載が無い場合は、記載のあるレシート、請求書又は納品書を追加。
※銀行振込やネットバンキングによる支払の場合は、品名等の記載のある振込依頼書、入金明細など支払ったことが類推できる書類に、品名等の記載のある請求書又は納品書を追加。

5 助成金の額確定通知 (推進協議会 ⇒ 企業等)

6 助成金請求書の提出 (企業等 ⇒ 推進協議会)

額の確定通知を受領後、請求。

7 助成金の振込 (推進協議会 ⇒ 企業等)

助成金は、原則として額の確定後の支払(精算払)となりますが、必要な理由がある場合は、確定前の支払(概算払)も可能です。

◆申請書の提出先・お問い合わせ先

〒900-8570 沖縄県那覇市泉崎1-2-2 (沖縄県庁1階)

沖縄県商工労働部労働政策課 技能五輪・アビリンピック準備室内

おきなわ技能五輪・アビリンピック2018推進協議会事務局

電話：098-866-2013 FAX：098-866-2082

<http://www.okinawa2018.jp>